

鈴鹿市訓令第 6 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 5 月 1 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市事務決裁規程の一部を改正する訓令
鈴鹿市事務決裁規程（平成 9 年鈴鹿市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第 4（第 5 条関係）				別表第 4（第 5 条関係）			
個別事務専決表				個別事務専決表			
課	事項	決裁権者	合議	課	事項	決裁権者	合議
略	略	略	略	略	略	略	略
文化振興課	(1)～(5) 略	略		文	(1)～(5) 略	略	
	(6) 市民会館の 管理運営	<u>課長</u>		化	(6) 市民会館の 管理運営	<u>出先機関</u> <u>の長</u>	
	(7) 文化会館の 管理運営	<u>課長</u>		振	(7) 文化会館の 管理運営	<u>出先機関</u> <u>の長</u>	
略	略	略	略	興	略	略	略

附 則
この訓令は、令達の日から施行する。